

平成19年種苗法改正

表示の適正化に関するQ&A

品種登録表示の適正化に努めましょう！

【項目】

- Q1 品種登録表示の規定(種苗法第55条)は、どのような規定ですか。
- Q2 虚偽表示の禁止の規定(種苗法第56条)は、どのような規定ですか。
- Q3 虚偽表示として、具体的にどのような行為が禁止されていますか。
- Q4 品種登録出願中の品種や存続期間の満了等により品種登録が失効した品種は、「登録品種以外の品種」に該当しますか。
- Q5 登録品種の種苗に品種登録表示を付した後、存続期間の満了等により品種登録が失効した場合、虚偽表示の禁止の規定に抵触しますか。
また、品種登録表示を付したままで当該種苗を譲渡してもよいのですか。
- Q6 種苗のカタログ(広告)中の登録品種の種苗について品種登録に係る旨の表示を付した後、当該品種が存続期間の満了等により品種登録が失効した場合、種苗のカタログについてどのような措置をとればよいのですか。
- Q7 本改正法の施行前にした表示について、虚偽表示罪の適用がありますか。

農林水産省食料産業局知的財産課

Q1 品種登録表示の規定(種苗法第55条)は、どのような規定ですか。

A. 1 品種登録表示とは

平成19年種苗法改正により設けられた品種登録表示の規定(種苗法第55条)は、登録品種の種苗を業として譲渡(販売等)する者が、その譲渡する登録品種の種苗又はその種苗の包装に、品種登録に係る旨の表示(品種登録表示)を付するよう努力する義務を負うことを定めた規定です(罰則はありません。)。本改正法の施行日(平成19年12月1日)以降に登録品種の種苗を業として譲渡する場合には、品種登録表示を付す努力義務が課されることとなります。

なお、登録品種の収穫物及び加工品を譲渡する場合には、品種登録表示の努力義務は課されません。

2 品種登録表示の規定の趣旨

これまでも

登録品種の種苗を業として譲渡等する場合には、その登録品種の名称を使用しなければなりません(種苗法第22条)。

↓しかしながら

品種登録の失効後にも名称使用義務が課されているため、近年、品種登録件数が増加することにより、品種名称によっては育成者権の存否を識別することが困難な状況になりつつあります。

↓このため

種苗の利用者が、その利用する種苗が登録品種であることを知らずに、育成者権の侵害行為をしてしまうことが懸念されます。

↓そこで

品種登録表示を付することを努力義務としました。

→このような品種登録表示の規定の趣旨からすれば、品種登録表示が適切に付されることが望めます。

3 品種登録表示の具体的内容

品種登録表示の内容については、農林水産省令により定めることとされています。これを受けて、平成19年省令改正により設けられた種苗法施行規則第21条の2は、品種登録表示の具体的内容について、①「登録品種」の文字、又は②「品種登録」の文字及びその品種登録の番号(『品種登録第〇〇号』)と定めています。

品種登録表示とは？

以下の行為が努力義務化されます

【誰が(主体)】

「登録品種の種苗を業として譲渡する者」が

【何に(対象)】

「譲渡する登録品種の種苗又はその種苗の包装」に

【何を(表示)】

農林水産省令で定める品種登録表示を付すこと

品種登録表示
の具体的内容

「登録品種」

又は

「品種登録第〇〇号」

Q2 虚偽表示の禁止の規定(種苗法第56条)は、どのような規定ですか。

A. 1 虚偽の表示の禁止の規定とは？

平成19年種苗法改正により設けられた虚偽表示の禁止の規定(種苗法第56条)は、登録品種ではない品種の種苗やその包装に、あたかも登録品種であるかのような虚偽の表示を付す行為等を禁止した規定です。この規定に違反した場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(法人等については1億円以下の罰金)が課される場合があります(同法第69条、第73条1項2号)。

2 虚偽表示の禁止の規定の趣旨

近年、登録品種ではない品種の種苗に登録品種であるかのような表示を付するなどの行為により、不当な販売を行う等の事例が生じています。

↓このような虚偽の表示が付されると

表示を見た者が、登録品種ではない品種を登録品種であると誤認する可能性が高く、適正な種苗の取引・利用が妨げられてしまいます。

↓そこで

登録品種ではない品種の種苗等に虚偽の品種登録表示を付す行為等が禁止され、これに違反した場合の罰則が設けられました。

Q3 虚偽表示として、具体的にどのような行為が禁止されていますか。

A. 1 禁止される行為

虚偽表示の禁止の規定(種苗法第56条)により禁止される行為は、具体的には、以下の3類型の行為です。

- ① 登録品種以外の品種の種苗又はその種苗の包装に、品種登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為(第1号)
- ② 登録品種以外の品種の種苗であって、その種苗又はその種苗の包装に品種登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものの譲渡又は譲渡のための展示をする行為(第2号)
- ③ 登録品種以外の品種の種苗を譲渡するため、広告にその種苗が品種登録に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為(第3号)

【登録品種とは?】

虚偽表示の禁止の規定における「登録品種」とは、種苗法に基づき、現在、品種登録を受けている品種であり、品種登録が失効した品種は「登録品種」に含まれません(詳細はQ4参照)。

なお、名称使用義務(種苗法第22条)の対象には、現在品種登録を受けている品種に加え、品種登録が失効した品種も含まれます。

2 第1号及び第2号について

第1号(①)及び第2号(②)については、いずれも登録品種以外の品種の種苗等に、品種登録表示(第55条参照)又はこれと紛らわしい表示をする行為を対象とし、第1号(①)が虚偽の表示をする行為自体を、第2号(②)が虚偽の表示が付された種苗を譲渡又は譲渡のための展示をする行為を、それぞれ禁止しています。

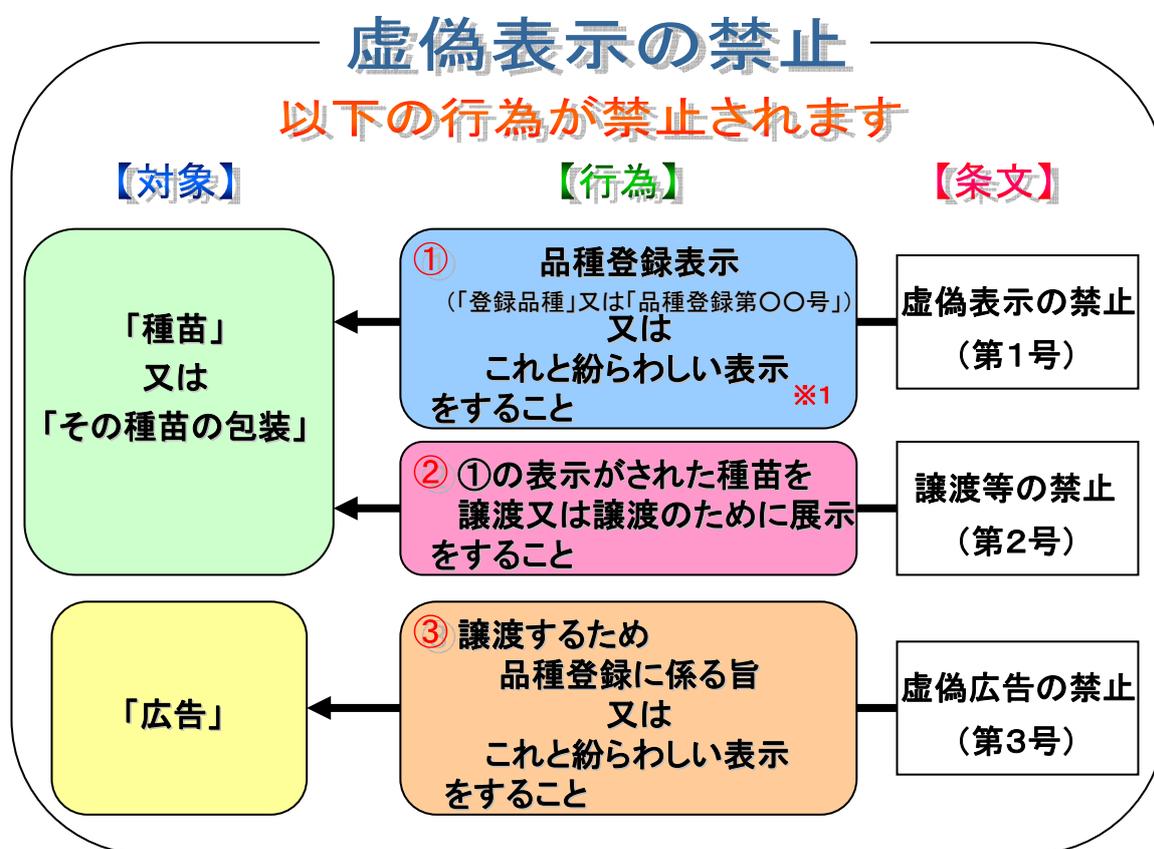
品種登録表示(「登録品種」又は「品種登録第〇〇号」と「紛らわしい表示」の具体例としては、「種苗登録」、「品種登録済み」等が考えられます。

3 第3号について

第3号(③)については、第1号(①)及び第2号(②)と異なり、登録品種以外の品種の種苗を譲渡する目的で、「広告」に、「品種登録に係る旨の表示をし、又はこれと紛らわしい表示をする行為」を禁止し、広く登録品種であるかの誤解を与える虚偽広告を禁止しています。

本号の「品種登録に係る旨の表示」については、品種登録表示（「登録品種」又は「品種登録第〇〇号」）やこれと紛らわしい表示に限らず、日本の種苗法に基づき品種登録を受けたであろうことを意味する表示が含まれることになります。

そこで、第1号及び第2号において虚偽表示となる「種苗登録」、「品種登録済み」等だけでなく、登録品種であると誤認を与えるような「Plant Protection」等、品種登録表示（「登録品種」又は「品種登録第〇〇号」）と一見全く異なるものや、誤認を与えるような説明書きも、「品種登録に係る旨の表示」又は「これと紛らわしい表示」に該当すると考えられます。



※1 ①・②においては、品種登録表示自体と比べて紛らわしい表示を対象としています。

※2 ③においては、登録品種であるとの誤認を与える表示を対象としています。

Q4 品種登録出願中の品種や存続期間の満了等により品種登録が失効した品種は、「登録品種以外の品種」に該当しますか。

A. 1 「登録品種以外の品種」の意義

「登録品種以外の品種」とは、現在品種登録を受けている登録品種ではない品種をいい、品種登録を受けたことがない品種だけでなく、品種登録を受けるに至っていない品種登録出願中の品種や存続期間の満了等により品種登録が失効した品種をも含みます。

2 品種登録出願中・品種登録失効後の品種について

今後品種登録を受ける可能性のある品種登録出願中の品種、存続期間の満了や登録料の不納付により品種登録が失効した品種の種苗も、「登録品種以外の品種」に当たることになりますので、これらの品種の種苗等に品種登録表示又はこれと紛らわしい表示をした場合、虚偽表示の禁止の規定に抵触することになります。

ただし、例えば、品種登録出願中の品種の種苗に「品種登録出願中」との表示をするように、事実を表示することは何ら虚偽表示の禁止の規定に抵触するものではありません。また、あえて、品種登録が失効した後にも、かつて登録品種であったことをPRしたい場合には、「品種登録第〇〇号(平成〇〇年〇月登録期間満了)」等のように、現在品種登録を受けている品種であると誤認されることがないように表示することが必要です。

Q5 登録品種の種苗に品種登録表示を付した後、存続期間の満了等により品種登録が失効した場合、虚偽表示の禁止の規定に抵触しますか。

また、品種登録表示を付したままで当該種苗を譲渡してもよいのですか。

A. 1 表示行為について

種苗法第56条第1号は、登録品種以外の品種の種苗等に品種登録表示等をする表示行為自体を禁止するものです。

品種登録表示を付した時点で登録品種であったならば、その後に存続期間の満了等により品種登録が失効したとしても、種苗等に品種登録表示を付した行為については、虚偽の表示行為をしたとはいえないので(登録品種に品種登録表示を付している。)、虚偽表示の禁止の規定に抵触するものではありません。

2 品種登録の失効後の譲渡行為について

しかしながら、種苗法第56条第2号は、品種登録表示又はこれと紛らわしい表示が付された登録品種以外の品種の種苗を譲渡又は譲渡のための展示をする行為を禁止しています。

このため、品種登録表示が付された種苗等を、品種登録の失効後に譲渡等する場合、自ら品種登録表示をしたか否かにかかわらず、品種登録表示が付された登録品種以外の品種の種苗を譲渡等したといえる以上、そのような種苗の譲渡行為については虚偽表示の規定(種苗法第56条第2号)に抵触することになりますので、注意が必要です。

もっとも、譲渡等をする際に、当該種苗の品種について品種登録が失効していたことを認識していなかった場合など、故意で譲渡行為等したといえない場合には、虚偽表示罪は適用されません。

3 品種登録の失効後の注意点

(1) 既に付された品種登録表示

品種登録の失効後、これを認識しながら、品種登録表示を付したままにして長期間放置しておくことは望ましいこととはいえ、虚偽表示の禁止の規定に抵触する可能性もありますので、品種登録が失効した場合には、速やかに種苗等から品種登録表示を消すなどの措置を採ることが必要です。

(2) 名称使用義務との関係

登録品種については、品種登録の失効後も、種苗等を譲渡する場合には当該登録品種の名称を使用しなければなりません(種苗法第22条)。もっとも、品種登録の失効後の品種については、品種の名称を使用するときに、品種登録中であると誤認させないように注意が必要です。例えば、品種登録の失効後の品種について「登録品種名 ○○○」と表示すると、品種登録中であると誤認させるおそれがありますので、「品種名 ○○○」と表示すべきでしょう。

Q6 種苗のカタログ(広告)中の登録品種の種苗について品種登録に係る旨の表示を付した後、当該品種が存続期間の満了等により品種登録が失効した場合、種苗のカタログについてどのような措置を採ればよいのですか。

A. 1 広告における表示行為

種苗法第56条第3号は、登録品種以外の品種の種苗を譲渡するため、広告にその種苗が品種登録に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為を禁止するものです。同規定の禁止対象は、広告に虚偽の表示を付す行為であり、虚偽の表示が付された広告を頒布する行為については、禁止対象とはなっていません。

2 品種登録が失効した後の広告について

広告中の登録品種に品種登録に係る旨の表示を付した後に品種登録が失効したとしても、広告に虚偽の表示行為をしたとはいえませんので、品種登録表示を付した行為については、虚偽表示の禁止の規定(種苗法第56条第3号)に抵触しません。次回の広告の印刷の際に、品種登録が失効した品種について、品種登録に係る旨の表示を消去するようにしてください。

もっとも、種苗のカタログ(広告)に品種登録表示が付された品種について品種登録が失効した場合、そのカタログ(広告)を見た者に対して、既に品種登録が失効した品種の種苗について現時点でも登録品種であると誤認させるおそれがあります。このため、例えば、カタログ(広告)の有効期間中に存続期間が満了するなどの品種登録の失効が予定されている登録品種の種苗については、カタログ(広告)に、品種登録の存続期間の終了日を記載したり、品種登録が失効する品種があることを明記したりするなどの配慮をすることが望ましいでしょう。

Q7 本改正法の施行前にした表示について、虚偽表示罪の適用がありますか。

A. 1 刑罰法規不遡及の原則

罰則は、法律の施行日より前の行為には適用されないのが原則です。

2 本改正法の施行前の品種登録表示

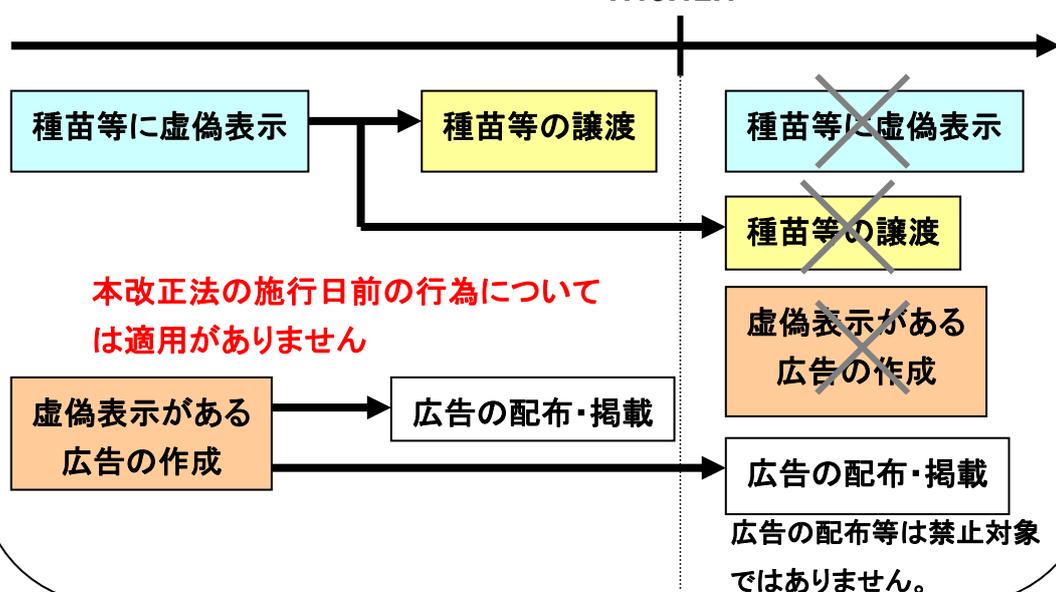
本改正法の施行日(平成19年12月1日)前に行われた表示であれば、虚偽表示罪が適用されることはありません。

平成19年12月1日より前に、①登録品種以外の品種の種苗に品種登録表示又はこれと紛らわしい表示を付す行為をしたとしても、②、品種登録表示又はこれと紛らわしい表示が付された登録品種以外の品種の種苗を譲渡等したとしても、③広告に品種登録に係る旨の表示をしたとしても、いずれも虚偽表示罪の適用はありません。虚偽表示罪の適用があるのは、同日以降の行為です。

施行日との関係

×: 虚偽表示罪の適用あり

H19.12.1



虚偽表示の禁止の規定の適用について

○ = 虚偽表示の禁止の規定に抵触しない
 × = 虚偽表示の禁止の規定に抵触する

表示: 各号の表示行為
 譲渡: 虚偽表示の付された種苗の譲渡等

品種登録出願 出願公表 登録品種以外の品種 登録品種 登録期間 登録品種 登録期間終了 登録品種以外の品種

号	対象	表示	行為	仮保護期間	登録期間	登録期間終了
1号	種苗 又は その包装	品種登録表示 又は これと紛らわしい 表示	種苗等に表示 を付す行為	<p>種苗等に表示</p> <p>種苗等に表示</p> <p>後で登録になっても、形式的には虚偽表示の禁止の規定に抵触します。</p>	<p>種苗等に表示</p> <p>種苗等に表示</p> <p>後で品種登録が失効しても虚偽表示の禁止の規定に抵触しません。</p>	<p>種苗等に表示</p> <p>速やかに品種登録表示を消すなどの措置を採るのが望ましいといえます。</p>
2号	種苗 又は その包装	品種登録表示 又は これと紛らわしい 表示	第1号の種苗等 を譲渡する 行為	<p>種苗等に表示</p> <p>譲渡</p> <p>種苗等に表示</p>	<p>種苗等に表示</p> <p>譲渡</p> <p>種苗等に表示</p> <p>譲渡</p> <p>譲渡時に登録されていれば虚偽表示の禁止の規定に抵触しません。</p>	<p>種苗等に表示</p> <p>譲渡</p> <p>譲渡時に品種登録が失効していれば、虚偽表示の禁止の規定に抵触します。</p>
3号	広告	品種登録に係る 旨の表示 又は これと紛らわしい 表示	広告に表示を する行為	<p>広告に表示</p> <p>広告に表示</p> <p>ただし、品種登録後に配布予定の広告に、品種登録前に表示しても虚偽表示の禁止の規定には抵触しないといえるでしょう。</p>	<p>広告に表示</p> <p>広告に表示</p> <p>後で品種登録が失効しても虚偽表示の禁止の規定に抵触しません。</p>	<p>広告に表示</p> <p>存続期間の終期を併記したり、広告に、その有効期間中に品種登録が失効する品種があることを明記するなど、配慮することが望ましいといえます。</p>

○お問い合わせ先

◆ 品種登録に関する情報

品種登録に関する情報は、品種登録ホームページでも確認できます。

- * ただし、登録品種であるか否かの正確な情報については、農林水産省の品種登録簿の閲覧または謄写の請求等により、ご確認下さい。

品種登録ホームページアドレス

<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>

◆ お問い合わせ先

表示の適正化に関する質問等の問い合わせについては、農林水産省食料産業局知的財産課(03-6738-6169)までお願いします。